

各都道府県総務部長 }
各指定都市総務局長 } 殿

総務省自治行政局行政経営支援室長
(公印省略)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の運用について（通知）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）において、郵便局に取り扱わせることのできる事務については、個人情報等を保護する等の必要性から慎重な取扱いを要するものであるため、第三者による請求を除外することとしており、こうした法の規定の趣旨等を踏まえ、「郵政民営化に伴う地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の運用について」（平成19年10月1日総務省自治行政局自治政策課長通知。以下「平成19年通知」という。）により、代理人による請求については「地方公共団体において、慎重に判断するものであること」としてきたところです。

今般、令和2年の地方分権改革に関する提案募集（以下「分権提案」という。）において、郵便局事務取扱法に基づき郵便局に取り扱わせることのできる事務について、代理人による請求の受付等の取扱いを可能とすることについて提案があり、地方分権改革有識者会議等における検討を経て、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）が令和2年12月18日に閣議決定されました。

これを踏まえ、代理人による請求の受付等については、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県総務部長におかれては、貴管内市区町村に対してもこの旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 本人の代理人による証明書等の交付請求については、平成19年通知の4.（2）② vii）において、「交付請求を認めるのは記載されている者に限ることとした法の規定の趣旨等を踏まえ、指定地方公共団体において、慎重に判断するものであること」とされていたところであるが、今般の分権提案及び対応方針を踏まえ、今後は、以下の2に留意した上で、地方公共団体の判断でこれを郵便局に取り扱わせることができるものであること。

2 本人の代理人による請求の受付等を郵便局に取り扱わせることとする場合、当該代理人の本人確認に加え、代理権限の確認を行うことが必要となるため、その旨及び以下の点について日本郵便株式会社と協議し、実施要領等により明確にされることが必要であること。

- i) 現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合には、その代理権限の確認は戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を求めることにより行うこと。
- ii) 現に請求の任に当たっている者が任意代理人の場合には、その代理権限の確認は委任状の提出を求めることにより行うこと。
- iii) やむを得ない理由により i) 又は ii) の書類を提示し、又は提出することができない場合には、その代理権限の確認は請求者の依頼により又は法令の規定により請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の地方公共団体の長が適当と認める方法により行うこと。